

保育所の ごあんない



長南町立長南保育所

〒297-0121 長南町長南759

電話 0475-46-0934

FAX 0475-46-0928

1. 保育所とは

保護者の就労や疾病等により、家庭でお子さんを保育できないときに、保護者に代わって保育する福祉施設です。保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当することが認められる場合、入所ができるものです。

2. クラス編成について

保育所の学年編成は、4月1日時点の満年齢によって区分されます。令和8年度のクラス編成は次のとおりです。

基本的に年度途中で年齢が上がっても、1つ上のクラスに移ることはありません。

クラス	児童の生年月日
5歳児	令和2年4月2日生～令和3年4月1日生
4歳児	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
3歳児	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生
2歳児	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生
1歳児	令和6年4月2日生～令和7年4月1日生
0歳児	令和7年4月2日生～

3. 手続き方法について

【教育・保育給付認定の種類】

保育所や幼稚園等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた『教育・保育給付認定』を受ける必要があります。

認定の区分		利用できる主な施設・事業
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園(※) (※)長南町には現在、認定こども園は ありません。
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	保育所、地域型保育(※)、 認定こども園(※) (※)長南町には現在、地域型保育、認定 こども園はありません。
1号認定 (参考)	満3歳以上で教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園(※) (※)長南町には現在、認定こども園は ありません。

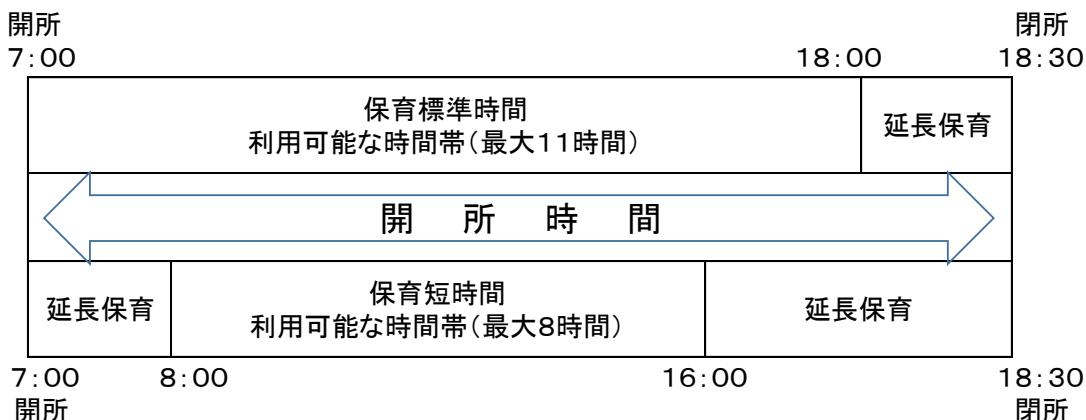
※認定した後に保育所等の利用可否を決定するため、認定を受けた場合であっても希望
どおり入所できるとは限りません。

【保育の必要量に応じた区分】

2号認定または3号認定を受けた方は、保育の必要量によってさらに『保育標準時間』『保育短時間』のいずれかの認定を受けるようになります。

認定区分	保育の必要量	預かり時間
保育標準時間	1ヶ月あたり120時間以上かつ 週30時間以上の就労	最大11時間まで (フルタイム就労を想定した利用時間) 7:00~18:00+必要に応じた延長
保育短時間	1ヶ月あたり60時間以上の就労	最大8時間まで (パートタイム就労を想定した利用時間) 8:00~16:00+必要に応じた延長

◆イメージ



◆保育時間(月曜日～金曜日まで)

保育利用範囲	延長保育
(標準時間) 7:00～18:00	18:00～18:30
(短時間) 8:00～16:00	7:00～8:00 16:00～18:30

※土曜日に保育を必要とされる方（両親共に土曜日就労されている方に限る）及び、勤務時間や通勤時間の都合で、利用範囲内でお迎えが間に合わない世帯を対象に、延長保育を実施しています。希望される方は、入所説明会の時に直接保育所に申し込んでください。

【保育を必要とする事由および提出書類】

2号・3号認定を申請する際は、保護者の「保育を必要とする事由」を確認させていただきます。「保育を必要とする事由」として認められるのは次の項目です。

《対象者》

◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻 ◆70歳未満の同居親族

(祖父母・中学校卒業以上の兄姉・おじ・おば 等)

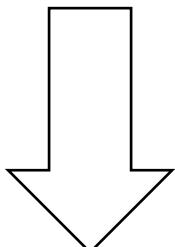
※世帯分離していても同一住所または同一建物、マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。

※父・母のどちらか一方が単身赴任等で別居している場合も「保育を必要とする事由」が必要です。

保育を必要とする事由		必要書類
就労	月60時間以上仕事をしている場合	就労（内定）証明書
出産の前後	母親が出産前後である場合 (産前産後各2カ月間)	母子健康手帳（写し）
保護者の疾病、障がい	病気または心身の障がいにより、保育ができないと認められる場合	医療機関の診断書 障害者手帳・療育手帳（写し）
同居親族の介護看護等	病気または心身の障がいのある家族を常時介護又は看護している場合	医療機関の診断書、障害者手帳 療育手帳（写し） 介護保険者証（写し）
災害復旧	災害により居宅が破損し、その復旧のため保育ができない場合	難災証明等
求職中 起業準備中	求職（起業の準備を含む）を常時かつ継続的に行っていている場合（ただし、入園後90日以内に就労することが必要）	求職活動申立書 起業申立書
就学・職業訓練	就学・技能習得のため保育ができない場合	学生証（写し）又は在学証明書（原本）及び時間割（写し）
保護	虐待やDVのおそれがある場合	ご相談ください。
育児休業	保育所を利用している園児の保護者が育児休業を取得するにあたり、その園児が引き続き保育所を利用する必要があると認められる場合	ご相談ください。
その他	その他特別な理由や事情により家庭で保育できない場合	ご相談ください。

4. 申込みの流れ（令和8年4月から令和9年3月までの入所希望）

申請書の提出（教育・保育給付認定申請書）

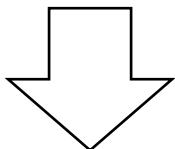


- ・保育所入所申込みと兼ねて保育の必要性の「認定」を受けるための申請です。
- ・個人番号の記入を忘れずにお願いします。
- ・「保育の必要な事由」により認定するため状況を証する書類が必要です。
- ・役場福祉課で支給認定申請書等の提出を受け付けます。

11月10日（月）～11月25日（火）

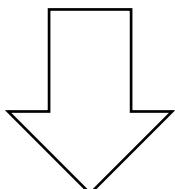
※町ホームページでも書式を掲載しています。

調査・調整



- ・「保育の必要性」の有無を確認します。
- ・書類の内容を確認し、入所の調整を行います。
- ・状況により電話、訪問等により確認をさせていただきます。

支給認定・入所承諾書



- ・支給認定証、保育所入所承諾書により通知します。
「保育の必要性」から判断しますので、希望に添えない場合もあります。
通知は、1月下旬を予定しています。

入所説明会

- ・入所にあたり準備するものなどの説明会を行います。
日程については、後日ご連絡いたします。

5. 入所申込先

長南町役場 福祉課 福祉児童係 ☎0475-46-2116

6. 保育料等について

(1) 保育料の徴収

- ・保育料の徴収は原則金融機関からの口座振替になります。
- ・入所説明会で、振替依頼書を配布いたしますが、金融機関ごとに異なりますので、金融機関を決めていただきますようお願いいたします。

【口座振替のできる金融機関】

長生農協・房総信用組合・ゆうちょ銀行・千葉銀行・りそな銀行・京葉銀行

- ・保育料は、口座振替の手続きをした金融機関から、毎月末（土日祝の場合は翌営業日）に引き落とされます。
※入所予定月の2カ月前までに、金融機関へ預金口座振替依頼書を提出してください。

(2) 保育料の算定

- ・保育料の算定は、「市町村民税所得割課税額」に応じて階層区分が決定されます。
(児童の年齢と父母等の「市町村民税所得割課税額」の合算した額で算定します)
- ・保育料算定に必要な税情報のない方（未申告等）は、正しい保育料の算定ができないため、最高階層（第7階層）で仮算定させていただくことになります。

(3) 保育料の切替え

- ・住民税は6月に賦課決定され、そのあと保育料の算定を行うことから、毎年9月が保育料の切替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の住民税に基づく保育料 (令和6年1月～令和6年12月までの収入・所得)						当年度の住民税に基づく保育料 (令和7年1月～令和7年12月までの収入・所得)					

※令和7年1月2日以降に長南町に転入された方については、マイナンバーでの照会ができないなど、課税証明書が必要となる場合があります。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

(4) 令和7年度の保育料

「幼児教育・保育無償化」により3歳以上児については、令和元年10月より保育料が無償となりました。また、給食費（主食および副食）についても、町独自の施策により無料となります。

長南町の保育料は以下のとおりです。

〈保育料〉

階層	区分	保育料(月額)	
		3歳未満児	3歳以上児
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	前年度分の市町村民税非課税世帯で次の区分に該当する世帯	ひとり親等世帯	0円
		ひとり親等以外の世帯	0円
第3	前年度分の所得割課税額が48,600円未満で次の区分に該当する世帯	ひとり親等世帯	5,000円
		ひとり親等以外の世帯	12,000円
第4	前年度分の所得割課税額が48,600円以上148,000円未満で次の区分に該当する世帯	77,101円未満のひとり親等世帯	5,000円
		57,700円未満のひとり親等以外の世帯	19,500円
		上記以外の世帯	19,500円
第5	前年度分の所得割課税額が次の区分に該当する世帯	148,000円以上 219,000円未満	28,000円
第6		219,000円以上 301,000円未満	36,500円
第7		301,000円以上	42,000円

多子世帯やひとり親等の世帯及び、特別な事情があり保育料の納入が困難な場合、保育料を軽減する制度がありますので、詳細については役場福祉課にご相談ください。

また、兄弟で同時利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

年収約360万円未満相当の世帯の場合、同時利用の有無にかかわらず第2子は半額、第3子は無料となります（ひとり親等の世帯については、第2子以降は無料となります）。

(5) 送迎バスについて

迎えバス時刻（参考）

1号車	1コース	赤関橋 — 西郵便局 — 熊野 — 山内青年館 — 宮本入口 7:46 7:47 7:52 7:58 7:59 — 水沼消防機庫 — 水沼恵和会館 — 保育所着 8:01 8:03 8:12
	2コース	又富 — 米満 — オーツカ前 — 加藤建設前 — 保育所着 8:21 8:27 8:28 8:30 8:40
2号車	1コース	大井入口 — 農業センタ — 地引 — 地引（協和橋） — 報恩寺団地入口 7:48 7:52 7:55 7:58 8:05 — 保育所着 8:10
	2コース	法華谷 — 蔵持 — 保育所着 8:23 8:34 8:39

送りバス時刻（参考）

1号車	1コース	熊野 — 宮本入り口 — 水沼恵和会館 — 保育所着 15:20 15:27 15:31 15:41
	2コース	又富 — 岩川団地 — 米満 — オーツカ前 — 加藤建設前 — 保育所着 15:49 15:52 15:56 15:57 15:59 16:09
2号車	1コース	大井入口 — 農業センター — 地引 — 地引（協和橋） 15:18 15:22 15:25 15:28 — 小沢セブンイレブン前 — 保育所着 15:34 15:38
	2コース	法華谷 — 小金入口 — 蔵持 — 保育所着 15:51 15:54 16:02 16:10

バス利用料金(月額)

地 区 名	料 金 (往復)
芝原、下豊原、小生田、市野々、山内	1, 300円
上豊原、給田、地引、佐坪、水沼、岩撫、竹林、小野田	1, 100円
坂本、古沢、蔵持、笠森、深沢、豊栄全域 中原、小沢、報恩寺、茗荷沢	900円
長南	700円

※片道だけ利用の場合は半額となります。

【バス利用上の注意】

- ・送迎バスは3歳の誕生月から乗車できます。
- ・3歳に達しない2歳児クラスの子であっても、兄姉が利用している場合は乗車が可能です。
- ・土曜日は運行いたしません。
- ・料金は保育料と同様、口座振替です。
- ・運行コース、運行時刻は、年度で変わります。詳しくは長南保育所にお尋ねください。

7. その他

(1) ご家庭の状況に変動があった場合は、必ず保育所に届けてください。

- ・住所が変わったとき
- ・保護者の勤務先・勤務時間が変わったとき
- ・家族状況が変わったとき



まってるね